

平成29年9月22日付け公告第196号  
『福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借』に係る  
一般競争入札

## 入札説明書

福島県土木部  
平成29年9月

# 入札説明書

この入札説明書は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の件名及び数量

福島県河川流域総合情報システム機器 一式

（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）

詳細は、「福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」に基づくものとする。

(2) 借入物品の仕様等 別紙、特記仕様書のとおり。

(3) 借入物品の賃貸借期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 借入物品の納入場所

福島県庁本庁舎1階 県庁統制局室他

詳細は、特記仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 5の(3)に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 当該物品又はこれと同等程度の機能及び規模を有する物品について、貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に実行できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、物品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

(6) 当該物品の導入及び保守に係る業務を行う際に、技術者を管理する技術責任者（入札者本人又は入札者の正規職員（臨時職員、派遣職員、契約職員等の職員を除く。）であるこ

と。) 1名を置き、その指示の下に作業を行うことができる技術者(オペレーティングシステムの設定を行ったことがある者及びLAN又はWANの構築を行ったことがある者それぞれ1名以上)を配置できる者であること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、平成29年10月11日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午後5時までに、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により平成29年10月19日(木)までに発送する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

##### ア 納入仕様書(様式任意)

本説明書に示す「特記仕様書」に基づき、当該物品の仕様及び設置方法を明らかにした、納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

なお、納入物品の仕様が確認できるカタログ又は写真等を添付すること。

イ 別紙「特記仕様書」に示す納入期限内に、当該物品を確実に納入できることを明らかにした証明書(様式任意)

製造業者の本社、支店又は営業所が直接入札に参加する場合にあっては納品確約書を、それ以外の業者にあっては製造業者又は供給元発行の証明書を添付すること。

##### ウ 納入実績書

納入物品又はこれと同等以上の物品について、過去5年間に貸与した実績について、納入実績証明書(様式7)及び発注機関が証明を行った納入実績証明願(様式8)等、納入の事実を証明する書類を添付して提出すること。

ただし、証明対象の契約が、国又は地方公共団体との契約の場合は、その契約書の写しをもって納入実績証明書に代えることができる。

##### エ 機器保守実績書

納入物品又はこれと同等以上の物品について、過去5年間に貸与し、保守を行った実績について、機器保守実績証明書(様式9)及び発注機関が証明を行った機器保守実績証明願(様式10)等、契約履行の事実を証明する書類を添付して提出すること。

ただし、証明対象の契約が、国又は地方公共団体との契約の場合は、その契約書の写しをもって機器保守実績証明書に代えることができる。

##### オ 保守、修理、部品供給体制を示す書面

借入期間中における納入物品の保守、修理、部品の供給体制等について、別紙「特記仕様書」に示す要求保守仕様を満たすことを明らかにした書面(様式は任意とし、保守を行う支店、営業所、サービスセンター等の所在地・担当者名、障害発生時の復旧に要する想定時間、部品の供給体制等を要求仕様に基づき明示すること。)を添付すること。

カ 機器納入に係る技術責任者調書及び技術者調書（様式13～16）  
納入機器の設置、調整、障害時の対応等、技術的な分野にかかる社内責任者の経歴等を記載したもの。

**※ 以上の各調書は、申請者の実印により証明を行うこと。**

- (2) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を平成29年10月11日（水）午後5時00分までに下記5の(1)に示す場所に提出すること。  
ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。  
入札保証金納付免除関係書類（各様式の（注）に沿って準備すること。）
- ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）
  - イ 納入実績証明書（様式7）
  - ウ 納入実績証明願（様式8）

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県土木部土木総務課  
電話024-521-7456 FAX024-521-7954  
E-mail [dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp)

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間  
平成29年9月22日（金）から平成29年10月11日（水）  
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (3) 資格確認申請書の提出期限及び場所  
平成29年10月11日（水）午後5時00分  
福島県土木部土木総務課
- (4) 入札書、添付書類の提出期限及び場所
- ア 持参する場合  
下記(5)に定める開札の日時及び場所
  - イ 郵送による場合  
平成29年10月31日（火）午後5時00分  
福島県土木部土木総務課
- (5) 開札の日時及び場所  
平成29年11月1日（水）午後1時30分  
福島県土木部土木総務課分室
- (6) その他

入札説明書、特記仕様書、申請書等を郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙300枚が入る程度の大きさで、1,020円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、上記5の(1)に掲げる場所に平成29年10月5日（木）午後5時までに必着で請求すること。

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、上記2の(1)の入札を希望する件名について、指定の入札書（様式3-1）に上記2の(1)の件名を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [11月1日開札 「件名（記載例：福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借）」の入札書在中]

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に上記(2)に掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

なお、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式4）

イ 一般競争入札出席届（様式5） 全員：開札日の出席者

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し

エ 入札保証金納付免除関係書類

財務規則第249条第1項各号の入札保証金契約により、入札保証金の免除を希望する者は、10月11日（水）までに土木総務課担当者に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（様式6）のみを提出すること。また、開札日に入札保証保険証券原本を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、当該物品の本体価格のほか、輸送費、保険料等、納入に要する一切の諸経費に、借入期間内における賃貸借料及び保守料を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書による現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記6の(4)のエで指定する申請書等を提出する。）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参する。）
  - イ 一般競争入札出席届
  - ウ 委任状
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとし、再度入札は2回までとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

## 9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札参加希望者が提出した確認申請書に添付する納入仕様書は、土木部担当者において入札説明書に示す特記仕様書に照らして技術審査するものとし、性能を満たしている納入仕様書を添付した者のみに入札参加資格があると認めるものとする。

なお、入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、土木部担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、また、納入仕様書が入札説明書に示す特記仕様書の性能を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容を変更することに応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

- (2) 前項により入札参加資格があると認められた入札参加希望者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。

#### 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、特記仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることができる。

### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提供するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。



## 16 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

## 17 賃貸借料の支払い条件

### (1) 賃貸借料月額の計算

賃貸借契約は機器等の賃借料の総額で契約するが、賃貸借料は、機器等の設置を完了した場合でも、上記2の(3)の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

### (2) 賃貸借料月額の計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の賃貸借料は、賃貸借料の総額を賃貸借期間中の月数（以下「賃借月数」という。）で除した額を賃貸借料の月額（以下「平均賃貸借料月額」という。）とし、平均賃貸借料月額又は平均賃貸借料月額により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃貸借料を賃借月数で除して算出した額と当該平均賃貸借料月額から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料月額以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の賃貸借料とし、賃借料総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じた額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (3) 賃借料の支払い

毎月10日までに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払う。

## 18 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

## 19 契約条項 契約書（案）及び財務規則による。

## 20 セキュリティ同意書等

契約締結時には、次の様式を提出すること。

- (1) セキュリティ同意書
- (2) 技術責任者通知書
- (3) 技術責任者経歴書
- (4) 技術者通知書
- (5) 技術者経歴書

21 苦情の申立て

全ての入札者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

22 借入物品の仕様等に関する質問及び回答

物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式11。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所へ、電子メール又はFAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式12）により質問者に回答するほか、福島県河川整備課ホームページに掲載するとともに、上記5の(1)の場所で閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から平成29年10月2日（月）午後5時までとする。

23 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、平成29年度から平成34年度までの間、本件にかかる納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

24 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部署 上記5の(1)に同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4) (略)

2 (略)

### 別記 2

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記 3

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

### 別記 4

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
  - (3) (略)
  - (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (5)～(18) (略)
- 2 (略)

#### 別記 5

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

#### 別記 6

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。